

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	健康増進関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、健康増進関係事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年10月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。</p> <p>■対象となる検診(一次及び精密)の種類</p> <ul style="list-style-type: none">・胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗鬆症検診・歯周疾患検診 <p>■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務</p> <p>具体的な事務内容については以下のとおり。</p> <p>①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。</p> <p>②医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。</p> <p>③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。</p> <p>④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康課健康増進係
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康課健康増進係 0289-63-8311
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

--

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムにおいて、業務上必要のない特定個人情報に各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制限を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 山口 順子	健康課長 大塚 純子	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 3 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第76項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 76の項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠	実施する 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号	実施しない	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康課長 大塚 純子	健康課長	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年3月31日 時点	平成31年2月19日 時点	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年3月31日 時点	平成31年2月19日 時点	事後	
平成31年3月22日	IVリスク対策	なし	項目を追加	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月19日 時点	令和2年7月17日 時点	事後	
令和2年7月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月19日 時点	令和2年7月17日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月18日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和3年10月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月17日 時点	令和3年10月18日 時点	事後	
令和3年10月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月17日 時点	令和3年10月18日 時点	事後	
令和4年2月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法の規定に則り 成人検診情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ①毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ②医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ③一次検診の結果、要精密検査と判定された者の内、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ④番号法の別表第二に基づいて、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する		
令和4年2月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第8号 番号法別表第二の102の2の項		
令和5年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月18日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月18日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月1日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 十分である 健康管理システムにおいて、業務上必要のない特定個人情報に各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制限を行っている。	事後	
令和8年10月9日	3. 個人番号の利用	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	番号法第9条第1項、別表111の項		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律」 第19条第8号 番号法別表第二の102の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項		
令和8年10月9日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	行政経営部行政経営課総務係 0289-63-2138		